

災害復興住宅建設事業補助金 Q&A (令和3年10月28日時点)

0 「復興」の定義について

No	質問	回答
1	要綱第1内「災害復興住宅の復興」とは、どのようなことを指すのか。	災害発生時に被災住宅（賃貸及び給与住宅を除く）に居住していた者が、県内において住宅を再建（建設、購入、補修）することを指します。

1 補助申請可能な方について

No	質問	回答
1	り災証明書に記載の世帯主と融資の借入者（＝補助金申請者）が異なる場合は、補助対象となるか。	<p>再建した住宅において申請者が世帯主と同居することを確認出来る場合、補助対象となります。その場合、（新住居に）世帯主が同居していることが分かる住民票の添付が必要です。</p> <p>なお、やむをえない理由から世帯主との同居が困難である場合、その事由を証明する書類の提出により、補助の対象となることがあります。（例：世帯主の施設への入居契約書・死亡届）</p> <p>※この取扱いは、令和3年10月13日以降に申込みが行われた災害復興住宅融資、または、令和3年10月13日以降に融資の実行がなされた民間資金から適用します。これに該当しない場合、必要に応じてお問合せください。</p>

2 補助対象となる住宅について

No	質問	回答
1	住宅とその付属建築物（離れ、車庫、倉庫等）があり、両方に係る建設または補修の融資を受けた場合、補助対象となるか。	住宅を含めた融資の場合、付属建築物も対象となります。
2	1件の被災住宅に対し、2件以上の復興住宅を建設した場合、補助の対象となるか。	最初の復興のみ補助の対象となります。同一のり災証明に対し2件以上の申請は受け付けません。
3※	居住していた賃貸住宅が被災し、新たに住宅を建設、購入する場合、補助対象となるか。	<p>対象となりません。</p> <p>※3の取扱いは、令和3年10月13日以降に申込みが行われた災害復興住宅融資、または、令和3年10月13日以降に融資の実行がなされた民間資金から適用します。</p>
4	中古住宅購入とそのリフォームを同時に行う場合は補助対象となるか。	融資が一体となっている場合、購入に係る部分のみ補助対象となります。そのため、購入とリフォームに分けた場合の金額が分かる書類を添付してください。

3 対象となる融資・補助金額の算出について

No	質問	回答
1	融資の中に諸経費（保証料、登記費用等）が含まれている場合、その部分も補助対象となるのか。	被災した住宅の再建（建設、購入、補修）のための融資に係る諸経費は対象となります。
2	少額の借入も補助対象となるか。（補助対象となる借入の下限額はあるのか）	被災した住宅の再建に係る資金であれば、金額に関わらず補助対象となります。
3	借入期間が20年（建設・購入）もしくは10年（補修）に満たない場合も補助を受けられるか。	この制度は、中長期的な資金計画を支援することにより災害復興住宅の復興を容易にすることを目的としており、標準的な借入れ期間として20年（建設・購入）もしくは10年（補修）を想定しています。この期間より短い場合には、個別にご相談ください。
4	月々の返済だけでなくボーナスでも返済を行う借入の場合、月々の返済のみとみなして補助額を計算するのか。	ボーナスの返済は考慮せず、月々の返済のみとして補助額の算定を行います。
5	民間金融機関の融資を受けた場合、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の条件が適用されるとあるが、利率・融資限度額のほか、どこまで適用となるのか。	利率、融資限度額のみ適用となります。（ただし、り災区分が「一部損壊」の場合は、補修に係る融資のみ対象となります） なお、住宅金融支援機構の貸付金利が0.6%を超えた場合、適用される利率は0.6%とします。 ※補助対象利率の上限を0.6%とする取扱いは、令和3年10月13日以降に申込みがされ災害復興住宅融資及び融資の実行がなされた民間資金から適用します。
6	住宅の再建のための融資が連帯債務である場合、補助の対象となるか。	対象となります。 なお、申請書・貸付証明書に記載する申請者は代表者1名としてください。
7	元々組んでいた住宅建設に係る融資に加え、被災住宅の再建に係る融資を上乗せした1本の融資として、借り換えを行った場合に補助対象となるか。	新たに借り入れた被災住宅の再建に係る経費が補助対象となります。※参考4-5
8	住宅金融支援機構の融資は融資申込時の金利が適用されるが、補助利率は融資実行時の金利が適用されるか。	住宅金融支援機構の融資を利用する場合、実際の金利（融資申込時の利率）を補助利率として適用しますが、住宅金融支援機構の貸付金利が0.6%を超えた場合、適用される利率は0.6%とします。 なお、民間資金は融資実行時の金利を補助利率として適用します。 ※この取扱いは令和元年東日本台風・令和3年8月13日からの大雨及び9月5日からの大雨におけるものであるとともに、補助対象利率の上限を0.6%とする取扱いは、令和3年10月13日以降に申込みがされた災害復興住宅融資及び融資の実行がなされた民間資金から適用します。
10	新たに住宅を建設するとき、建設資金と土地取得資金を別契約の融資で借入した場合、それぞれの資金は補助対象となるか。	両方の資金について、補助対象となります。ただし、土地取得資金が被災者の住宅再建のために使われるものであるかを確認する必要があることから、土地取得資金に係る申請と、建設資金に係る申請を同時に提出することを原則とします。 また、土地取得資金に係る融資が実行されてから、建設資金に係る融資が実行となるまで長期間となり、要綱上の申請期間内に申請を行うことが出来ない場合には、土地取得資金に係る融資の補助申請のみを先行して行うことが出来ます。その際は被災者の住宅再建のために使われることを確認するた

		め、購入した土地において住宅を建設することが分かる書類（ex.住宅建設に係る契約書等）を添付してください。
11	「つなぎ融資」の場合も補助対象となるか。	住宅再建に係る融資であれば補助対象となります。交付申請は本融資実行後に行ってください。
12	工事の着工前に融資が実行されている場合、補助対象となるか。	補助対象となります。ただし、住宅を再建することが確認できる書類として、工事に係る契約書等を添付してください。
13	住宅の完成前に実行された融資は補助の対象となるか。その場合、融資実行日以降申請が出来ると思うが、申請時、様式1「交付申請書」の「完成年月日」は空欄で良いか。	補助対象となるとともに、融資実行後の交付申請が可能です。その場合、完成年月日の欄には、完成予定日を記入してください。
14	災害復興住宅融資において、団体信用生命保険（以下、「団信」）の加入に必要な費用を借入金利に含めることが出来るが、補助対象となる金利はどう算定するのか。	災害復興住宅資金にかかる部分の金利を補助対象とするため、住宅金融支援機構のパンフレット等で「団信に加入しない場合」の金利として示されている金利が補助対象の金利となります。
15	令和3年9月3日から住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の申込受付期間が見直されたが、それに伴い補助金についても変更点があるか。	災害復興住宅融資の申込受付期間が変更されています。それに伴い令和元年東日本台風災害の補助対象となる機構融資の申込期限及び民間資金の融資実行期限も令和4年11月30日までに延長します。
16	フラット35は住宅金融支援機構の融資であるが、補助の対象となるか。	補助の対象となる住宅金融支援機構の融資は災害復興住宅融資のみです。フラット35は対象になりません。

4 申請手続きについて

No	質問	回答
1	り災証明書に記載のある者と融資の借入者（＝補助金申請者）が異なる場合の申請手続を教えてください。	1-1を参照ください。
2	様式1に「添付書類2」として、「民間資金貸付けの場合については～」と記載があるが、住宅金融支援機構の融資の場合は、位置図等の添付書類は不要なのか。	住宅金融支援機構の融資の場合でも位置図等は添付が必要となります。
3	今回の災害により住宅の平面図を紛失し、建設業者等からの再取得が難しい場合、平面図の添付は必須であるか。	平面図の添付は必要となります。（補修等で使用する図面でも可）
4	3-7の場合、交付申請書および貸付証明書はどのように記載したらよいか。	「交付申請書」については、対象となる融資に係る金額のみを記入してください。また、「貸付証明書」については、総額の欄に対象とならない借り換え前のローンを含めた金額を記入するとともに、借り換え前のローンについては括弧書きで金額を記入してください。
5	申請に係る手数料（送料・住民票発行に係る費用）等の負担はどうか。	申請者において負担をお願いします。

5 民間金融機関の対応について

1	交付申請時、金融機関を経由することになっているが、金融機関の対応としては住宅再建のための融資であることの証明を行	申請者に貸付を行った融資の「金利」、「金額」、「返済期間」、「融資実行日」について、証明をお願いします。また、それらの証明を行う際には「災害復興住宅資金貸付証明書」をご活用くだ
---	--	--

	えばよいか。	さい。
2	交付申請があった場合、どこまでチェックを行えばよいか。(書類の種類が足りているかの確認までを行い、内容の確認までは行わなくてもよいか)	上記1に記載の事項について、確認をお願いします。
3	災害復興住宅資金貸付証明書は誰が記入すればよいか。	申請者に記入していただき、金融機関において内容を確認してもらうことを想定していますので、窓口で記入してもらうなど、柔軟な対応をお願いします。
4	災害復興住宅資金貸付証明書の証明を行う代表者は、各支店長でよいか。	各支店長による証明でも可能です。なお、その際押印の省略も可能です。
5	実際に貸付を行った支店と、貸付を証明する支店が異なってもよいか。(代理での証明は可能か)	貸付を行った支店と異なる支店による証明でも問題ありません。

6 その他

No	質問	回答
1	市町村の同様の制度との併用は可能か。	併用はできません。(補助を受けていない部分を明確に分けられる場合には、その部分についてのみ補助対象とします)